

令和5年11月1日現在

長 崎 県 の 漁 業

2023年漁業センサス結果報告

長崎県県民生活環境部統計課

は　じ　め　に

漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として、昭和24年以来5年ごとに実施されている基幹統計調査です。

この報告書は、2023年漁業センサス海面漁業調査のうち、漁業経営体調査の主要項目について、長崎県の結果を取りまとめたものです。

本書が、長崎県水産業の現状について、理解を深めていただくための資料として活用いただければ幸いです。

おわりに、調査の実施に当たり御協力いただいた調査員の皆様をはじめ、漁業関係団体、並びに市町等関係各位に対し厚くお礼申し上げます。

令和7年1月

長崎県県民生活環境部長　大　安　哲　也

利用者のために

1 調査の目的	1
2 根拠法規	1
3 調査体系の概要	1
4 調査の対象	1
5 調査事項	1
6 調査期日	2
7 調査方法	2
8 集計方法	2
9 調査項目の見直し	2
用語等の解説	3
大海区区分図	11
長崎県小海区設定図	12

2023年漁業センサス調査結果の概要

<調査結果の概要>

海面漁業調査

(1) 漁業経営体数	14
(2) 漁業就業者数	15
(3) 漁船隻数	15

<調査結果>

海面漁業調査

(1) 漁業経営体数	16
(2) 漁業就業者数	23
(3) 漁船隻数	25

参考資料

漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）	27
漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）	37

利用者のために

1 調査の目的

2023 年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

2023 年漁業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に基づく基幹統計（基幹統計である漁業構造統計を作成する調査）として、漁業センサス規則（昭和 38 年農林省令第 39 号）に基づき実施している。

3 調査体系の概要（都道府県を経由して調査を実施するのは赤枠で囲った調査のみ。）

調査の種類		調査の系統
海面 漁業調査	漁業経営体 調査	農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査対象
	海面漁業 地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
内水面 漁業調査	内水面漁業 経営体調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員）－調査対象
	内水面漁業 地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
流通加工 調査	魚市場調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
	冷凍・冷蔵、 水産加工場調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員）－調査対象

4 調査の対象（以降、海面漁業調査漁業経営体調査についてのみ記載する。）

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 86 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体。

5 調査事項

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

6 調査期日

令和5年11月1日現在で実施した。

7 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

8 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

- ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目
- ② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

9 調査項目の見直し

- (1) 漁業経営体における過去1年間に漁獲・収穫した水産物の輸出の有無について新たに把握するとともに、販売金額又は販売数量を把握している場合はすべての水産物の販売金額に占める輸出金額の割合を把握した。
- (2) 漁業経営体における漁業共済及び漁業収入安定対策事業（積立ぷらす）への加入状況を新たに把握した。
- (3) 漁業経営体における水産エコラベル取得状況を新たに把握した。
- (4) 漁業経営体が営んだ漁業種類について、「その他の魚類養殖」の中から「にじます養殖」・「その他のさけ・ます類養殖」を分離・細分化して把握した。
また、「1 そうまき近海かつお・まぐろ」を「1 そうまきその他」へ統合し、「遠洋いか釣」及び「近海いか釣」を「遠洋・近海いか釣」へ統合し把握した。

用語等の解説

海面漁業経営体調査

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
調査期日	令和5年11月1日
漁業経営体	調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。 ただし、調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。
漁業生産組合 共同経営	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額の多かった漁業種類及び調査期日前1年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定した。 ア 調査期日前1年間の販売金額1位の漁業種類が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 イ アに該当しない経営体について、調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。 なお、調査期日前1年間に使用した漁船には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等は含まない。
漁業層	以下の各層をいう。
沿岸漁業層	経営体階層の漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
海面養殖層	経営体階層の海面養殖の各階層を合わせたものをいう。

中小漁業層	経営体階層の動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	経営体階層の動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類（54種類。統計表●1漁業経営体統計-02販売金額1位の漁業種類別経営体数の表頭項目のとおり。）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が調査期日1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収獲物の販売金額	漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含まない。
出荷先	漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・収獲物を直接出荷した相手先をいう。なお、調査期日前1年間に出荷していない場合は、出荷を予定している出荷先とした。
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷した場合が該当する。
漁業協同組合以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷した場合が該当する。
流通業者・加工業者	卸売問屋、商社などの流通業者、加工業者へ出荷した場合が該当する。また、自ら生産した水産動植物を原料として自ら加工した品を「消費者に直接販売」以外に出荷している場合もここに該当する。
小売業者・生協	スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商等の小売業者、生協へ出荷した場合が該当する。
外食産業	レストラン等の外食産業へ出荷した場合が該当する。
消費者に直接販売	自ら生産した水産動植物又はそれを原料として自ら加工した品を消費者に直接販売した場合が該当する。
自営の水産物直売所	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売した場合が該当する。
その他の水産物直売所	共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売した場合が該当する。
他の方法	移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話、郵送等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当する。
その他	上記以外に出荷した場合が該当する。
漁業従事世帯員（家族）	個人経営体の世帯員のうち調査期日前1年間に漁業を行った人をいう。なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。
漁業従事役員	団体経営体における調査期日前1年間に自営漁業に従事した経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者で自営漁業の海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含まない。
責任のある者	個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における漁業従事役員をいう。

経営主	自営漁業の経営に責任を持つ者又は経営の意思決定を行う者をいう。
経営方針の決定参画者（経営主を除く）	個人経営体の世帯員のうち、調査期日前1年間に経営主とともに自営漁業の経営に関する決定に参画した者をいう。
漁ろう長	団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。
船長	団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさによって船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に定める資格を有している者をいう。
機関長	団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。
養殖場長	団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。
その他	団体経営体の通信長、甲板長、司ちゅう長（コック長）など海上作業における各部門における責任者をいう。なお、役職についていない役員も含む。
陸上作業において責任のある者	管理運営業務等の陸上作業における責任者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
個人経営体の自家漁業のみ	漁業就業者のうち、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業従事役員	前述の「漁業従事役員」に同じ。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
新規就業者	調査期日前1年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①～③のいずれかに該当する者を新規就業者とした。
海上作業従事者	満15歳以上で、調査期日現在で海上作業に従事した者をいう。なお、調査期日当日に海上作業を行っていない漁業経営体の調査期日前10日くらいの期間の平常とみられる日において自営漁業の海上作業に従事した者を含む。
漁船	調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほか付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

	なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
漁業の海上作業	ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含む。）。 イ 定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見る作業）をいう。 ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。 エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。 オ 養殖業では、次の作業をいう。 (ア) 海上養殖施設での養殖 a 漁船を使用した養殖施設までの往復 b いかだ、ひび（枝付の竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て又は取り外し c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業 (イ) 陸上養殖施設での養殖 a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業 b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除 c 池又は水槽の見回り d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。） e 収獲物の取り上げ作業
漁業の陸上作業	漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい具体的には以下のものをいう。 ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。） イ 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業 ウ 出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ エ 悪天候時の出漁待機

	オ 餌の仕入れ及び調餌作業 カ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業 キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業 ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業 ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものを有しその製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。 ケ 自家漁業の管理運営業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）
個人経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。
第1種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。
兼業の種類	
水産物の加工	水産物を主たる原料とする加工製造業をいう。他から水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自ら生産した生産物であっても、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものを含む。なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含まない。
漁家民宿	旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第3者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
漁家レストラン	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
遊漁船業	遊漁者から料金を徴収し、漁船、遊漁船等を使用して遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業（船釣り、瀬渡し等）をいう。なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含まない。
農業	販売することを目的に農業を行っている場合をいう。
小売業	自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。なお、インターネットや行商など店舗を持たない場合も含める。
その他	上記以外のものをいう。
基幹的漁業従事者	各個人経営体における満15歳以上の自営漁業の調査期日前1年間の海上作業従

	事日数が最も多かった世帯員をいう。
世代構成別	
一世代個人経営	漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。
二世帯個人経営	一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。
三世帯等個人経営	一世代個人経営及び二世帯個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。
後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の者をいう。
大海区	海面漁業生産統計調査の表章単位として定めた地域区分をいう。全国を9区分しており、それぞれの境界線については、大海区分図のとおり。
漁獲・収獲した水産物の輸出	調査期日前1年間の自営漁業における漁獲物・収獲物のうち、海外仕入向けの出荷状況をいう。「海外向けに出荷（輸出）している」は、以下のいずれかに該当する場合をいう。 ① 自ら漁獲・収獲した水産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパー等の小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合 ② 自ら漁獲・収獲した水産物を、輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合（輸出を目的としては出荷していなかったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含む。）
水産エコラベル認証	水産資源の持続的利用や環境に配慮した漁業・養殖業の確認を目的として、水産資源の持続的利用、環境や生態系の保全に配慮した管理を積極的に行っている漁業・養殖業の生産者と、そのような生産者からの水産物を加工・流通している事業者に対して認証するものをいう。 ア MEL（日本；漁業・養殖） Marine Eco-Label Japan （水産エコラベル例） 

- イ M S C (英国；漁業)
Marine Stewardship Council
(水産エコラベル例)



- ウ A S C (オランダ；養殖)
Aquaculture Stewardship Council
(水産エコラベル例)



- エ B A P (アメリカ；養殖)
Best Aquaculture Practices
(水産エコラベル例)



- オ A l a s k a R F M (アメリカ；漁業)
Certified Seafood Collaborative
(水産エコラベル例)



漁業共済

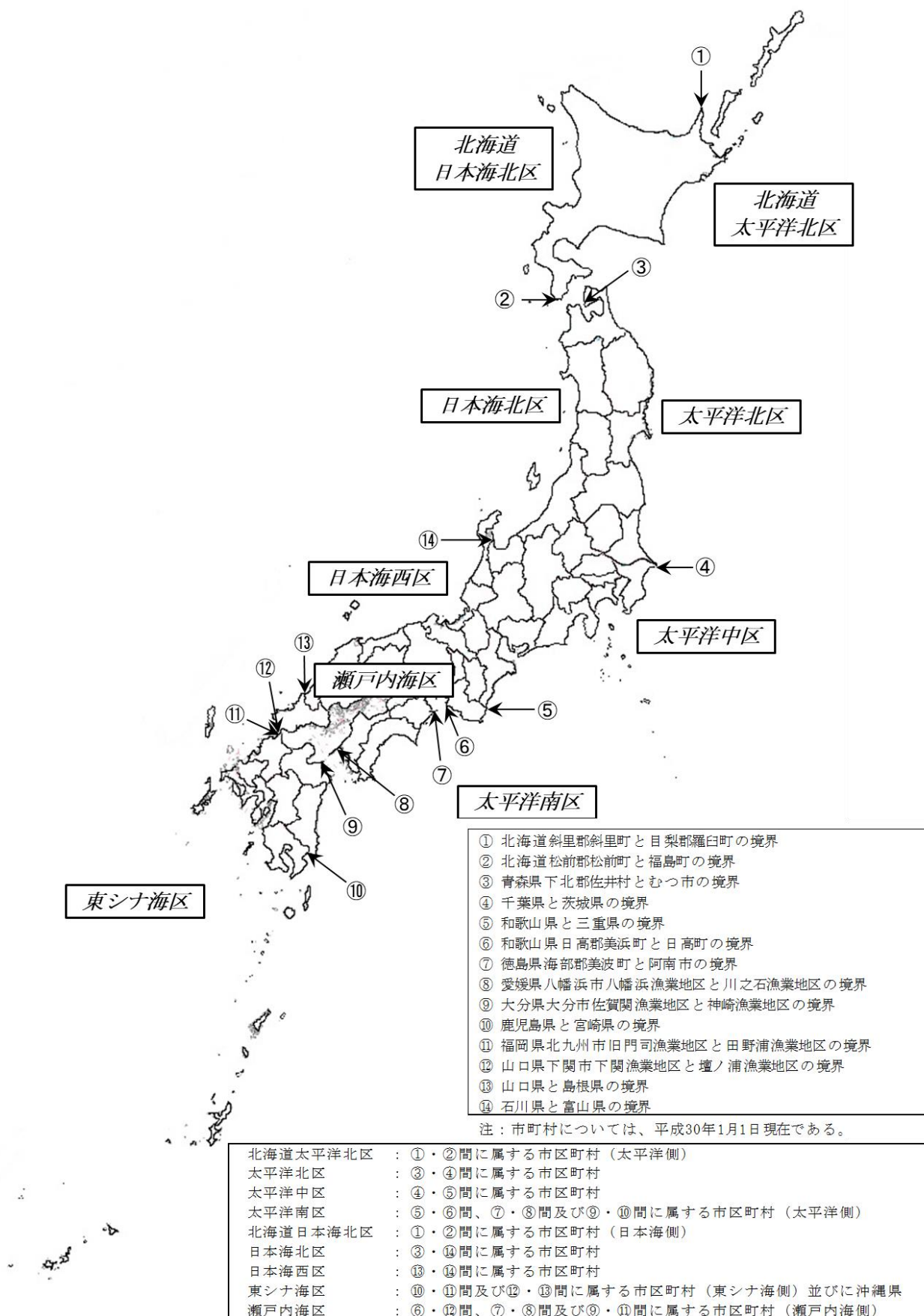
漁業共済とは、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいう。

- ・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
 - ・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
 - ・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済
- なお、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で加入している場合も含む。

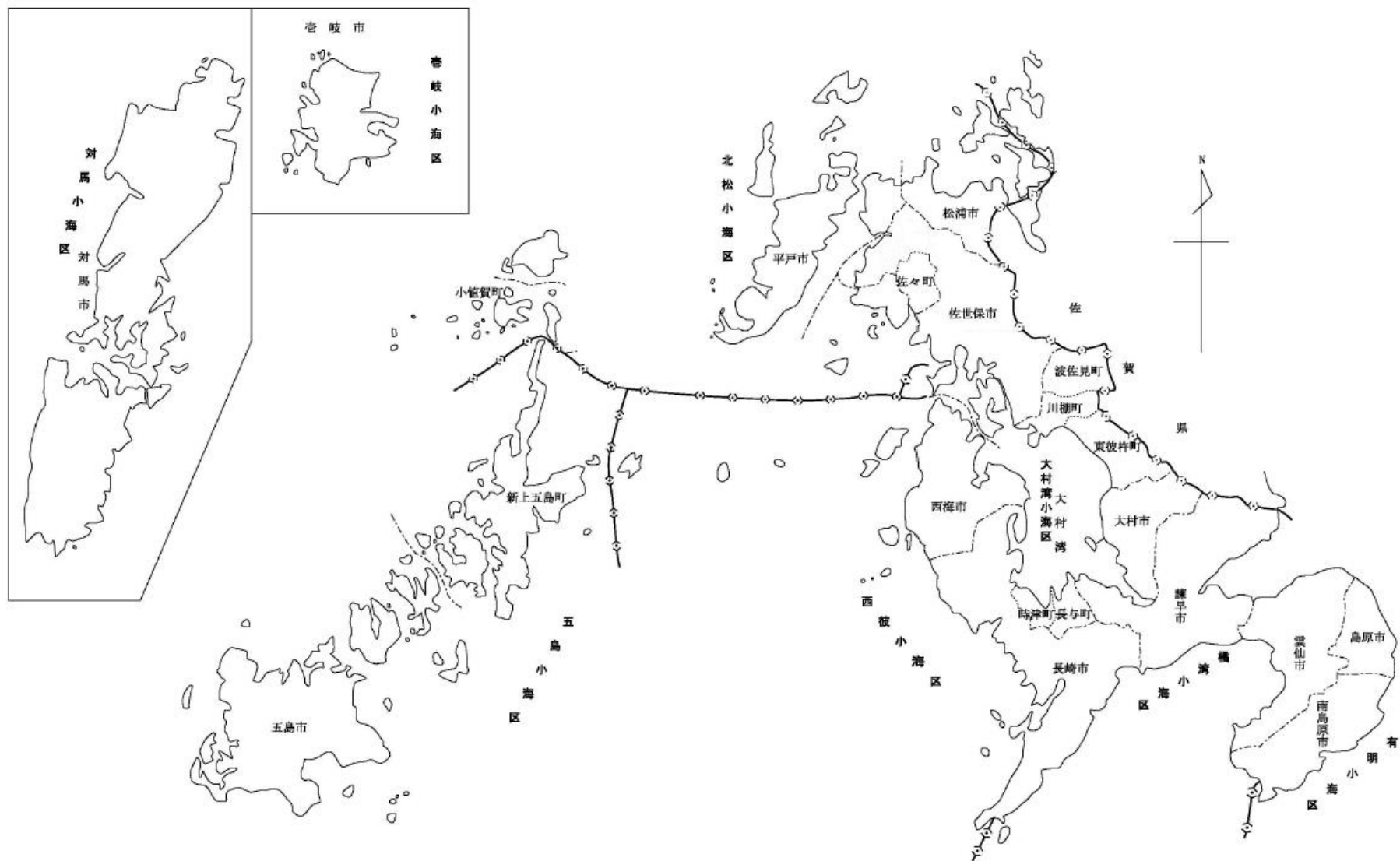
積立ぶらす

積立ぶらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいう。

大海区区分図



長崎県小海区設定図



2 0 2 3 年漁業センサス

調査結果の概要

(海 面 漁 業 調 査)

2023 年漁業センサス結果の概要（確報値）

（令和 5 年 11 月 1 日現在）

— 海面漁業の漁業経営体数は 19.9%減少 —

本調査は、漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等、漁業の背景の実態を把握し、水産行政諸施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的として 5 年に 1 度実施される基幹統計調査です。海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の 3 つの調査で構成されており、本書では海面漁業調査のうち県が関与する漁業経営体調査の概要を著します。

また、全国版については、農林水産省から公表されています。

【調査結果の概要】

（1）漁業経営体数（図 1・表 1）

令和 5 年 11 月 1 日現在における長崎県の海面漁業の漁業経営体数は 4,804 経営体で、平成 30 年調査(以下「前回調査」という。) に比べ 1,194 経営体(19.9%)減少した。

全国合計は 65,662 経営体で、本県はその 7.3%を占めており、前回調査同様、全国 2 位であった。

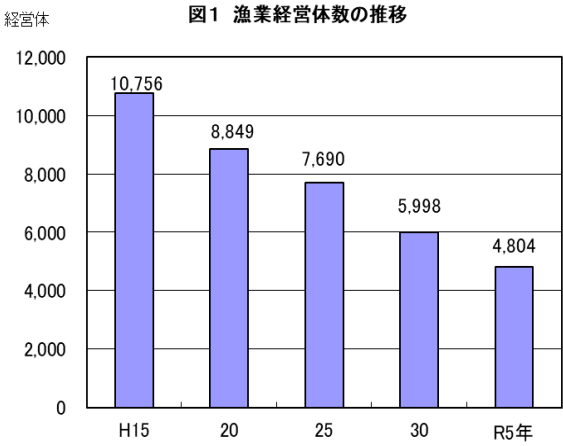


表1 地域別漁業経営体数

単位: 経営体

区 分	総 数	長西	崎海	佐平	世浦	保北	島雲	原島	諫大	早村	五南	島松	壱岐	対馬	全 国	全 国 占 割	に め る 合
平成30年	5,998	925	1,421	622	324	854	578	1,274	79,067	7.6							
令和5年	4,804	737	1,187	480	280	685	449	986	65,662	7.3							
R5構成比	100.0	15.3	24.7	10.0	5.8	14.3	9.3	20.5	-	-							
増減率(%)	△ 19.9	△ 20.3	△ 16.5	△ 22.8	△ 13.6	△ 19.8	△ 22.3	△ 22.6	△ 17.0	-							

(2) 漁業就業者数（図2・表2）

令和5年11月1日現在における長崎県の海面漁業の漁業就業者は9,208人で、前回調査と比べ2,554人(21.7%)減少した。

全国合計は121,389人で、本県はその7.6%を占めており、前回調査同様、全国2位であった。

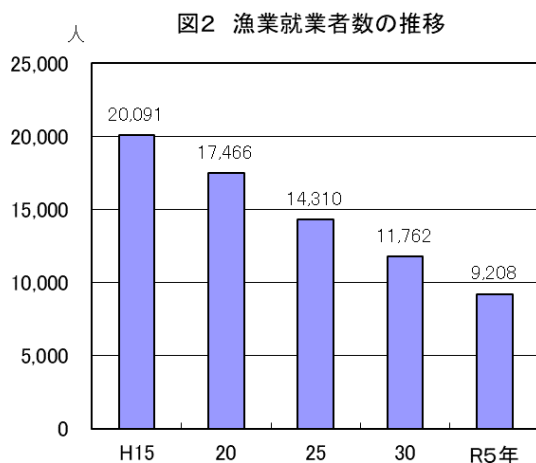


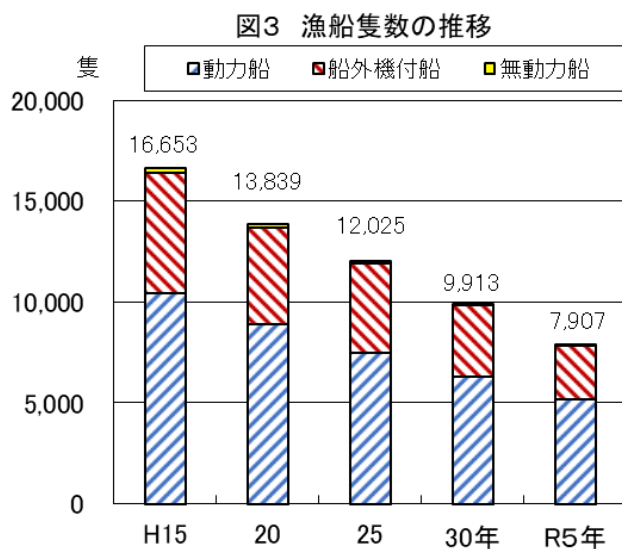
表2 地域別漁業就業者数

単位:人

区分	総数	長西	崎海	佐平	世浦	保戸	島雲	原仙	諫大	早村	五南	島松	壱岐	対馬	全国	全国に占める割合
平成30年	11,762	1,609	3,523	1,062	537	1,845	901	2,285	151,701	7.8						
令和5年	9,208	1,265	2,890	795	412	1,591	577	1,678	121,389	7.6						
R5構成比	100.0	13.7	31.4	8.6	4.5	17.3	6.3	18.2	-	-						
増減率(%)	△ 21.7	△ 21.4	△ 18.0	△ 25.1	△ 23.3	△ 13.8	△ 36.0	△ 26.6	△ 20.0	-						

(3) 漁船隻数（図3）

漁業経営体が過去1年間に漁業生産に使用し、調査期日現在で保有している漁船の総隻数は7,907隻で、前回調査と比べ2,006隻(20.2%)減少した。



【調査結果】

(1) 漁業経営体数

ア) 経営組織別漁業経営体数（表3）

漁業経営体を経営組織別にみると、「個人経営体」は4,547経営体（全漁業経営体数に占める割合94.7%）、「団体経営体」は257経営体（同5.3%）で、前回調査に比べそれぞれ20.8%、0.4%減少した。

表3 経営組織別漁業経営体数

区 分	令和5年	平成30年	構 成 比		増減率
			令和5年	平成30年	
	経営体	経営体	%	%	%
漁 業 経 営 体 数	4,804	5,998	100.0	100.0	△ 19.9
個 人 経 営 体	4,547	5,740	94.7	95.7	△ 20.8
団 体 経 営 体	257	258	5.3	4.3	△ 0.4
会 社	224	226	4.7	3.8	△ 0.9
漁 業 協 同 組 合	12	12	0.2	0.2	0.0
共 同 経 営	18	18	0.4	0.3	0.0
そ の 他	3	2	0.1	0.0	50.0

漁業経営体とは、過去1年間（令和4年11月1日～令和5年10月31日。以下同じ。）に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯、事業所等をいう。

ただし、過去1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

イ) 経営体階層別漁業経営体数（表4）

漁業経営体を経営体階層別にみると、構成比に大きな変化はないが、前回調査に比べ大規模漁業層を除き、どの階層とも減少している。

表4 経営体階層別漁業経営体数

区 分	令和5年	平成30年	構 成 比		増減率
			令和5年	平成30年	
	経営体	経営体	%	%	%
漁 業 経 営 体 数	4,804	5,998	100.0	100.0	△ 19.9
沿 岸 漁 業 層	4,533	5,662	94.4	94.4	△ 19.9
海 面 養 殖 層	442	556	9.2	9.3	△ 20.5
上記以外の沿岸漁業層	4,091	5,106	85.2	85.1	△ 19.9
中 小 漁 業 層	264	331	5.5	5.5	△ 20.2
大 規 模 漁 業 層	7	5	0.1	0.1	40.0

経営体階層：漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により区分した階層。

ウ) 漁獲物出荷先別漁業経営体数 (表5)

漁業経営体を漁獲物出荷先別にみると、「漁業協同組合の市場又は荷さばき所」が3,557 経営体 (同 74.0%) で最も多く、次いで「漁業協同組合以外の卸売市場」が1,276 経営体 (同 26.6%) となっている。

表5 漁獲物・収穫物の出荷先別漁業経営体数 (複数回答)

区 分	令和5年	平成30年	構成比		増減率
			令和5年	平成30年	
	経営体	経営体	%	%	%
漁業経営体数	4,804	5,998	100.0	100.0	△ 19.9
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	3,557	4,453	74.0	74.2	△ 20.1
漁業協同組合以外の卸売市場	1,276	1,661	26.6	27.7	△ 23.2
流通業者・加工業者	362	475	7.5	7.9	△ 23.8
小売業者・生協	232	402	4.8	6.7	△ 42.3
消費者に直接販売	866	973	18.0	16.2	△ 11.0
外食産業	116	107	2.4	1.8	8.4
その他	136	228	2.8	3.8	△ 40.4

※複数回答項目のため、出荷先別の合計と漁業経営体数 (実数) は一致しない。

エ) 漁獲販売金額別漁業経営体数 (表6)

漁業経営体を漁獲販売金額別にみると、「100 万円未満」が1,621 経営体 (同 33.7%) で最も多く、次いで「100 万円～300 万円」が1,171 経営体 (同 24.4%) となっている。

表6 漁獲販売金額別経営体数

	令和5年	平成30年	構成比	
			令和5年	平成30年
漁業経営体数計	4,804	5,998	100.0	100.0
100 万円 未 満	1,621	2,068	33.7	34.5
100 万円 ～ 300 万円	1,171	1,537	24.4	25.6
300 万円 ～ 500 万円	626	807	13.0	13.5
500 万円 ～ 1,000 万円	659	770	13.7	12.8
1,000 万円 ～ 2,000 万円	283	358	5.9	6.0
2,000 万円 ～ 5,000 万円	205	228	4.3	3.8
5,000 万円 ～ 1 億円	73	88	1.5	1.5
1 億 円 以 上	166	142	3.5	2.4

※「100万円未満」は、「販売金額なし」を含む。

オ) 営んだ漁業種類別漁業経営体数 (表7)

漁業経営体を営んだ漁業種類別にみると、「その他の釣」が2,188 経営体 (同 45.5%) で最も多く、次いで「沿岸いか釣」1,195 経営体 (同 24.9%)、「ひき縄釣」・「採貝・採藻」1,066 経営体 (同 22.2%) となっている。

表7 営んだ漁業種類別経営体数(複数回答)

			令和5年	平成30年	構成比	
					令和5年	平成30年
漁業経営体数			経営体 4,804	経営体 5,998	% 100.0	% 100.0
底引き網	以西底びき網		－	－	－	－
	沖合底びき網		3	3	0.1	0.1
	小型底びき網・その他		347	453	7.2	7.6
船	びき網		161	244	3.4	4.1
まき網	大中型まき網		12	12	0.2	0.2
	中・小型まき網		57	62	1.2	1.0
刺	網		946	1,227	19.7	20.5
さんま	棒受網		1	1	0.0	0.0
大型	定置網		44	48	0.9	0.8
小型	定置網		232	280	4.8	4.7
その他の網漁業			223	277	4.6	4.6
はえ縄			560	624	11.7	10.4
釣	沿岸かつお一本釣		24	－	0.5	－
	沿岸いか釣		1,195	1,515	24.9	25.3
	ひき縄釣		1,066	1,012	22.2	16.9
	その他の釣		2,188	2,581	45.5	43.0
潜水器漁業			20	29	0.4	0.5
採貝・採藻			1,066	1,483	22.2	24.7
その他の漁業			1,041	1,278	21.7	21.3
海面養殖	魚類養殖	ぎんざけ養殖	－	1	－	0.0
		ぶり類養殖	67	72	1.4	1.2
		まだい養殖	73	85	1.5	1.4
		ひらめ養殖	5	8	0.1	0.1
		とらふぐ養殖	53	83	1.1	1.4
		くろまぐろ養殖	42	48	0.9	0.8
		その他の魚類養殖	71	58	1.5	1.0
		ほたてがい養殖	－	2	－	0.0
		かき類養殖	176	216	3.7	3.6
		その他の貝類養殖	69	120	1.4	2.0
		くるまえび養殖	3	4	0.1	0.1
		その他の水産動物類養殖	5	2	0.1	0.0
		こんぶ類養殖	18	25	0.4	0.4
		わかめ類養殖	70	92	1.5	1.5
		のり類養殖	10	32	0.2	0.5
		その他の海藻類養殖	41	23	0.9	0.4
		真珠養殖	64	75	1.3	1.3
		真珠母貝養殖	47	60	1.0	1.0

※複数回答項目のため、漁業種類別の合計と漁業経営体数(実数)は一致しない。

カ) 専・兼業別個人経営体数 (表8)

漁業経営体のうち、個人経営体を専・兼業別にみると、「専業」が2,824経営体(全個人経営体数に占める割合62.1%)と多くなっている。

表8 専・兼業別個人経営体数

区 分	令和5年	平成30年	構成比		増減率
			令和5年	平成30年	
	経営体	経営体	%	%	%
個人経営体数	4,547	5,740	100.0	100.0	△ 20.8
専業	2,824	3,599	62.1	62.7	△ 21.5
第1種兼業	900	1,078	19.8	18.8	△ 16.5
第2種兼業	823	1,063	18.1	18.5	△ 22.6

第1種兼業:個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きい場合をいう。

第2種兼業:個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きい場合をいう。

キ) 基幹的漁業従事者の年齢区分別個人経営体数 (表9)

個人経営体を基幹的漁業従事者の年齢区分別にみると、「70歳以上」が2,051経営体(同45.1%)で最も多くなっている。

また、構成比でみると、全体の約7割を60歳代以上が占めている。

表9 基幹的漁業従事者の年齢区分別個人経営体数

区 分	令和5年	平成30年	構 成 比		増減率
			令和5年	平成30年	
	経営体	経営体	%	%	%
個人経営体数	4,547	5,740	100.0	100.0	△ 20.8
海上作業従事世帯員がいる	4,546	5,740	100.0	100.0	△ 20.8
29歳以下	25	35	0.5	0.6	△ 28.6
30～39歳	140	153	3.1	2.7	△ 8.5
40～49歳	340	448	7.5	7.8	△ 24.1
50～59歳	684	900	15.0	15.7	△ 24.0
60～69歳	1,306	2,000	28.7	34.8	△ 34.7
70歳以上	2,051	2,204	45.1	38.4	△ 6.9
海上作業従事世帯員がいない	1	—	0.0	—	—

基幹的漁業従事者:個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

ク) 兼業種類別個人経営体数 (表 10)

前回調査と比べて専業の個人経営体と兼業の個人経営体の構成比に大きな変化はなかった。

また、兼業の個人経営体のうち、自営業の種類別にみると、「農業」は 346 経営体 (同 7.6%)、「遊漁船業」は 149 経営体 (同 3.3%) であった。

表10 兼業種類別個人経営体数(複数回答)

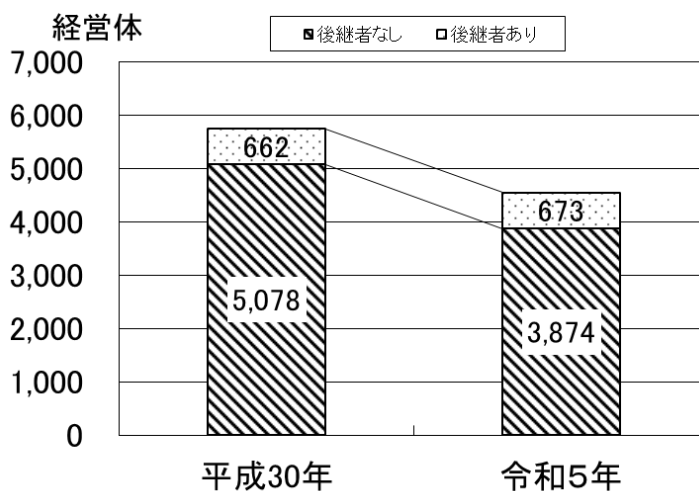
区 分	経営体数		構成比	
	令和5年	平成30年	令和5年	平成30年
個 人 経 営 体 数	経営体 4,547	経営体 5,740	% 100.0	% 100.0
専 業 の 個 人 経 営 体 数	2,824	3,599	62.1	62.7
兼 業 の 個 人 経 営 体 数	1,723	2,141	37.9	37.3
自 営 業	1,203	1,347	26.5	23.5
水 産 物 の 加 工	88	93	1.9	1.6
漁 家 民 宿	28	61	0.6	1.1
遊 漁 船 業	149	138	3.3	2.4
漁 家 レ ス ト ラ ン	11	10	0.2	0.2
農 業	346	502	7.6	8.7
小 売 業	69	53	1.5	0.9
そ の 他	512	490	11.3	8.5

ケ) 自家漁業の後継者有無別個人経営体 (図 4)

自家漁業を営む個人経営体のうち、「後継者あり」は 673 経営体 (同 14.8%)、「後継者なし」は 3,874 経営体 (同 85.2%) であった。

後継者: 満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来自家漁業の経営主になる予定の者をいう。

図4 後継者の有無別個人経営体数



コ) 漁獲・収穫した水産物の輸出 (表 11)

海外向けに出荷した漁業経営体は 69 経営体で、全体の 1.4%となっている。

表11 漁獲・収穫した水産物の輸出の取組状況

区分		計	海外向けに出荷(輸出)している(複数回答)			海外に出荷(輸出)していない
			小計	販売金額又は数量を把握している	販売金額・数量を把握していない	
全国	数(経営体)	65,662	2,045	394	1,652	63,617
	構成比(%)	100	3.1	0.6	2.5	96.9
長崎県	数(経営体)	4,804	69	31	38	4,735
	構成比(%)	100	1.4	0.6	0.8	98.6

海外向けに出荷(輸出)とは、過去1年間に自ら漁獲・収穫した水産物を海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷(輸出)した場合又は輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売業者等に出荷した場合をいう。

なお、輸出を目的としていなかったが、出荷先において輸出されたことを確認した場合も含む。

サ) 漁業共済の加入 (表 12)

漁業共済に加入している漁業経営体は 1,652 経営体で、全体の 34.4%となった。このうち、積立ぶらすに加入している漁業経営体は 1,242 経営体で、全体の 25.8%となっている。

表12 漁業共済の加入状況

区分		計	漁業共済に加入している			漁業共済に加入していない
			小計	積立ふらずに加入している	積立ふらずに加入していない	
全国	数(経営体)	65,662	28,920	20,986	7,934	36,742
	構成比(%)	100	44.0	32.0	12.1	56.0
長崎県	数(経営体)	4,804	1,652	1,242	410	3,152
	構成比(%)	100	34.4	25.9	8.5	65.6

漁業共済とは、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいう。

- ・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- ・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
- ・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

積立ぶらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」(平成 23 年3月 29 日付け 22 水漁第 2323 号農林水産事務次官依命通知)に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいう。

シ) 水産エコラベル認証の取得 (表 13)

水産エコラベル認証を取得している漁業経営体は 3 経営体で、全体の 0.1% となった。

表 13 水産エコラベルの取得状況 (複数回答)

区分		長崎県		全国	
		数(経営体)	構成比(%)	数(経営体)	構成比(%)
計		4,804	100.0	65,662	100
取得している (複数回答)	小計	3	0.1	2,150	3.3
	MEL (日本: 養殖・漁業)	3	0.1	1,764	2.7
	MSC (英国: 漁業)	—	—	242	0.4
	ASC (オランダ: 養殖)	—	—	189	0.3
	BAP (アメリカ: 養殖)	—	—	5	0.0
	Alaska RFM (アメリカ: 漁業)	—	—	—	—
	GLOBAL G.A.P (ドイツ: 養殖)	—	—	—	—
取得していない		4,801	99.9	63,512	96.7

水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるよう商品にラベルを表示する仕組みをいう。

調査期日現在で自営漁業において取得している場合に加え、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で取得している場合も含む。

(2) 漁業就業者数

ア) 自営・雇われ別漁業就業者数(表14)

令和5年の漁業就業者は9,208人で、前回調査に比べ2,554人(21.7%)減少した。
 漁業就業者を自営・雇われ別にみると、「自家漁業のみに従事」は5,187人(全漁業
 就業者数に占める割合56.3%)、「漁業雇われ」は3,526人(38.3%)であった。

表14 自営・雇われ別漁業就業者数

区 分	漁業就業者数		構成比		増減率
	令和5年	平成30年	令和5年	平成30年	
	人	人	%	%	%
漁業就業者	9,208	11,762	100.0	100.0	△ 21.7
自家漁業のみに従事	5,187	6,894	56.3	58.6	△ 24.8
漁業従事役員	495	464	5.4	3.9	6.7
漁業雇われ	3,526	4,404	38.3	37.4	△ 19.9

漁業就業者: 満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

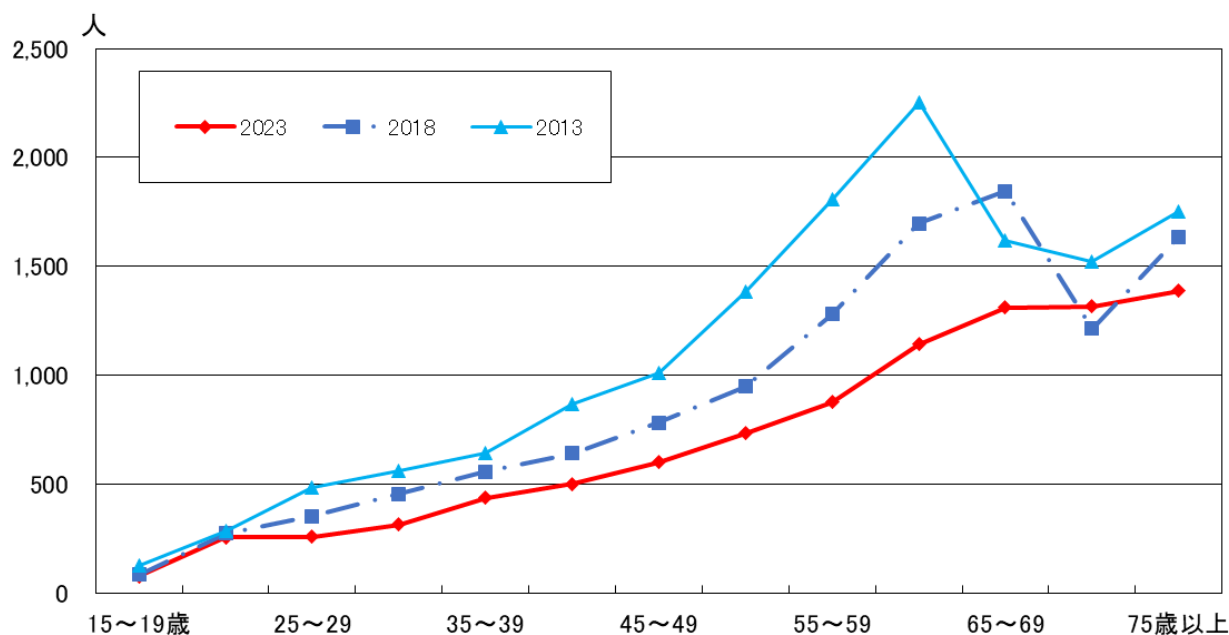
イ) 年齢階層別漁業就業者数(図5・表15)

漁業就業者を年齢階層別にみると、「70～74歳」は高齢化の影響もあり、前回調査に
 比べ増加しているものの全体的に減少傾向にある。

表15 年齢階層別漁業就業者数

区 分	令和5年	平成30年	構 成 比		増減率
			令和5年	平成30年	
	人	人	%	%	%
漁業就業者計	9,208	11,762	100.0	100.0	△ 21.7
15 ～ 19 歳	75	84	0.8	0.7	△ 10.7
20 ～ 24 歳	256	274	2.8	2.3	△ 6.6
25 ～ 29 歳	258	351	2.8	3.0	△ 26.5
30 ～ 34 歳	315	454	3.4	3.9	△ 30.6
35 ～ 39 歳	436	557	4.7	4.7	△ 21.7
40 ～ 44 歳	501	642	5.4	5.5	△ 22.0
45 ～ 49 歳	601	782	6.5	6.6	△ 23.1
50 ～ 54 歳	734	947	8.0	8.1	△ 22.5
55 ～ 59 歳	875	1,281	9.5	10.9	△ 31.7
60 ～ 64 歳	1,143	1,696	12.4	14.4	△ 32.6
65 ～ 69 歳	1,311	1,846	14.2	15.7	△ 29.0
70 ～ 74 歳	1,315	1,214	14.3	10.3	8.3
75 歳 以 上	1,388	1,634	15.1	13.9	△ 15.1
再掲					
15 ～ 64 歳	5,194	7,068	56.4	60.1	△ 26.5
65 歳 以 上	4,014	4,694	43.6	39.9	△ 14.5

図5 年齢階層別漁業就業者数



ウ) 新規漁業就業者数 (表16)

令和5年の新規就業者は172人で、前回調査に比べ20人(13.2%)増加した。

表16 新規就業者数

	新規就業者数		構成比		増減率
	令和5年	平成30年	令和5年	平成30年	
	人	人	%	%	%
新規就業者数	172	152	100.0	100.0	13.2
自家漁業のみ	23	25	13.4	16.4	△ 8.0
漁業雇われ	149	127	86.6	83.6	17.3

新規就業者:過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。

(3) 漁船隻数(表17)

漁業経営体が過去1年間に漁業生産に使用し、調査期日現在保有している漁船の総隻数は7,907隻で前回調査に比べ2,006隻(20.2%)減少した。

種類別にみると、無動力漁船73隻(漁船総隻数に占める割合0.9%)、船外機付漁船2,637隻(同33.4%)、動力漁船5,197隻(同65.7%)で、それぞれ7.6%、25.1%、17.7%減少した。

表17 漁 船 隻 数

区 分	漁船隻数		構成比		増減率
	令和5年	平成30年	令和5年	平成30年	
	隻	隻	%	%	%
漁 船 総 隻 数	7,907	9,913	100.0	100.0	△ 20.2
無 動 力 漁 船 隻 数	73	79	0.9	0.8	△ 7.6
船 外 機 付 漁 船 隻 数	2,637	3,520	33.4	35.5	△ 25.1
動 力 漁 船	5,197	6,314	65.7	63.7	△ 17.7
1 ト ン 未 満	470	353	5.9	3.6	33.1
1 ～ 3	1,060	1,439	13.4	14.5	△ 26.3
3 ～ 5	2,158	2,810	27.3	28.3	△ 23.2
5 ～ 10	826	978	10.4	9.9	△ 15.5
10 ～ 20	614	666	7.8	6.7	△ 7.8
20 ～ 30	2	3	0.0	0.0	△ 33.3
30 ～ 50	2	1	0.0	0.0	100.0
50 ～ 100	23	21	0.3	0.2	9.5
100 ～ 150	4	5	0.1	0.1	△ 20.0
150 ～ 200	13	11	0.2	0.1	18.2
200 ～ 350	21	26	0.3	0.3	△ 19.2
350 ～ 500	3	1	0.0	0.0	200.0
500 ～ 1,000	1	—	0.0	—	—
1,000 ト ン 以 上	—	—	—	—	—

漁船:過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したもので、主船のほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は除く。

無動力漁船:推進機関を付けない漁船をいう。

船外機付漁船:無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。

動力漁船:推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船(船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット(プロペラ等)を設置した漁船)については動力漁船とした。

参 考 資 料

調 査 票 様 式

漁業経営体調査票 （個人経営体用）

漁業経営体調査票 （団体経営体用）



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

2023 年漁業センサス

海面漁業調査

漁業経営体調査票 I (個人経営体用)

令和 5 年 11 月 1 日調査

0 1 0 1

秘

農林水産省

統計法に基づく基幹統計

漁業構造統計

基本指標番号

大海区	都府県 (振興局)	市区町村	漁業地区	調査区	漁業集落	客体番号

市区町村名

漁業地区名

漁業集落名

--	--	--

この調査について

- ◆ この調査は、**必ず報告する義務がある**とても重要な調査です。
- ◆ 全国で**漁業にたずさわるお仕事をされている全ての方が対象**です。
- ◆ 調査の結果は、各種補助金や水産施策を考える際に利用されます。

回答に当たって

- ◆ 記入に当たっては、「漁業経営体調査票 I (個人経営体用)の記入の仕方」をよく読んでください。
- ◆ 調査票の設問は、以下について記入する箇所があります。
 - **令和 5 年 11 月 1 日現在**
 - 過去 1 年間 (**令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日までの 1 年間**)
- ◆ **調査票は、パソコンやスマートフォン、タブレットでも回答できます。**
詳しい回答方法は、「オンライン調査ガイド」をご覧ください。

回答欄の書き方

- ◆ **黒色の鉛筆またはシャープペンシルで記入**し、間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ◆ 数字は、1 マスに 1 つずつ、枠からはみ出さないように**右づめ**で記入してください。
- ◆ マスが足りない場合は、一番左のマスにまとめて記入してください。
- ◆ マークを記入する欄は、下の記入例のように濃く線を記入してください。

記入例

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

記入例

良い ☒ 悪い ☐

I 漁業経営について

0 1 0 2

1 過去1年間（令和4年11月1日～令和5年10月31日）に**行った自家漁業の種類**を以下の漁業種類から**すべて選んで**ください。

網漁業			はえ縄・釣・その他の漁業			海面養殖（種苗養殖含む）					
底びき網	遠洋底びき網	101	✓	はえ縄	遠洋まぐろはえ縄	119	✓	魚類養殖	ぎんざけ養殖	134	✓
	以西底びき網	102	✓		近海まぐろはえ縄	120	✓		にじます養殖	135	✓
	沖合底びき網1 そうびき	103	✓		沿岸まぐろはえ縄	121	✓		その他のさけ・ます養殖	136	✓
	沖合底びき網2 そうびき	104	✓		その他のはえ縄	122	✓		ぶり類養殖	137	✓
	小型底びき網	105	✓		遠洋かつお一本釣	123	✓		まだい養殖	138	✓
船びき網			106	✓	近海かつお一本釣	124	✓	ひらめ養殖	139	✓	
まき網	1 そうまき遠洋かつお・まぐろ	107	✓	釣	沿岸かつお一本釣	125	✓	とろふぐ養殖	140	✓	
	1 そうまきその他	108	✓		遠洋・近海いか釣	126	✓	くるまぐろ養殖	141	✓	
	2 そうまき	109	✓		沿岸いか釣	127	✓	その他の魚類養殖	142	✓	
	中・小型まき網	110	✓		ひき縄釣	128	✓	ほたてがい養殖	143	✓	
刺網	さけ・ます流し網	111	✓	その他の釣	その他の釣	129	✓	貝類養殖	かき類養殖	144	✓
	かじき等流し網	112	✓		小型捕鯨	130	✓		その他の貝類養殖	145	✓
	その他の刺網	113	✓		潜水器漁業	131	✓		くるまえび養殖	146	✓
さんま棒受網			114	✓	採貝・採藻	132	✓	ほや類養殖	147	✓	
大型定置網			115	✓	その他の漁業	133	✓	その他の水産動物類養殖	148	✓	
さけ定置網			116	✓				海藻類養殖	こんぶ類養殖	149	✓
小型定置網			117	✓					わかめ類養殖	150	✓
その他の網漁業			118	✓					のり類養殖	151	✓
									その他の海藻類養殖	152	✓
								真珠養殖	153	✓	
								真珠母貝養殖	154	✓	

2 上の設問「1」で選んだ漁業種類のうち、**販売金額の多かった上位3種類**の漁業種類の1から始まる3桁の番号を記入してください。

1位	2位	3位
161	162	163
1	1	1

3 過去1年間に漁獲・収獲した水産物で、**販売金額が多かった上位3種類**の魚種を以下の魚種番号から選んで記入してください。

1位	2位	3位
171	172	173

魚種番号「販売金額が多かった魚種」		
魚類	甲殻類・貝類	その他
01 くろまぐろ	22 いせえび	30 いか類
02 かつお・まぐろ類（くろまぐろを除く）	23 その他のえび類	31 たこ類
03 かじき類	24 ずわいがに・べにずわいがに	32 うに類
04 さけ・ます類	25 その他のかに類	33 なまこ類
05 いわし類	26 あわび類・さざえ	34 こんぶ類
06 あじ類	27 あさり類	35 その他の海藻類
07 さば類	28 ほたてがい	36 その他
08 さんま	29 その他の貝類	
09 ぶり類		
10 ひらめ・かれい類		
11 すけとうだら		
12 その他たら類		
13 ほっけ		
14 あなご類		
15 たちうお		
16 たい類		
17 いさき		
18 さわら類		
19 いかなご		
20 ふぐ類		
21 その他の魚類		

4 過去1年間に**行った自家漁業の種類**を以下に印字された地方選定漁業種類から**すべて選んで**ください。

なお、何も印字されていない場合は次の設問に進んでください。

漁業種類名			漁業種類名			漁業種類名		
		✓			✓			✓
		✓			✓			✓
		✓			✓			✓
		✓			✓			✓
		✓			✓			✓
		✓			✓			✓
		✓			✓			✓
		✓			✓			✓
		✓			✓			✓

- 8 過去1年間に行った**漁業以外の事業**について、**当てはまるものをすべて**選んでください。また、漁家民宿を行っていた場合は、過去1年間の実宿泊者数を記入してください。

	①水産物の加工	②漁家民宿	③漁家レストラン	④遊漁船業	⑤農業	⑥小売	⑦その他	⑧行っていない
591	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒

実宿泊者数				
万	千	百	十	一
592				

人

実宿泊者数は、1人が2泊3日しても「1人」と数えてください。
 なお、同一人物が5月に2泊、8月に3泊など、間を空けて2回宿泊した場合は「2人」と数えてください。

- 9 過去1年間の世帯の収入は、**自家漁業とそれ以外の仕事ではどちらが多かった**ですか。**当てはまるものを一つ**選んでください。

自家漁業の収入のみだった		☒
自家漁業の収入の方が多かった	711	☒
自家漁業以外の仕事の収入の方が多かった		☐

自家漁業の収入には、共同経営や雇われて行った漁業は含みません。
自家漁業以外の仕事には、共同経営や雇われて行った漁業、不動産による収入などを含めます。
 なお、年金や退職金、社会保障制度の給付金等による収入はどちらにも含みません。

- 10 11月1日現在で**漁業共済、積立がらす**に加入していますか。**当てはまるものをすべて**選んでください。
 なお、どちらも加入していない場合は、「どちらも加入していない」のみを選んでください。

漁業共済に加入している	761	☒
積立がらすに加入している	762	☒
どちらも加入していない	763	☒

- 11 11月1日現在で**取得している水産エコラベル認証**について、**当てはまるものをすべて**選んでください。

なお、いずれの認証も取得していない場合は、「いずれの認証も取得していない」のみを選んでください。

MEL（日本；漁業・養殖）	771	☒
MSC（英国；漁業）	772	☒
ASC（オランダ；養殖）	773	☒
BAP（アメリカ；養殖）	774	☒
Alaska RFM（アメリカ；漁業）	775	☒
GLOBAL G.A.P.（ドイツ；養殖）	776	☒
いずれの認証も取得していない	777	☒

水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるよう商品にラベルを表示する仕組みです。

Ⅱ 世帯について

0 1 0 6

- 1 過去1年間に漁業を行った満15歳以上の世帯員(11月1日現在)をすべて記入してください。なお、漁業を行っていない世帯員や14歳以下の世帯員の記入は不要です。

★1 記入番号「経営主との続柄」

01 経営主	05 親	09 孫
02 配偶者	06 配偶者の親	10 孫の配偶者
03 子	07 兄弟姉妹	11 その他
04 子の配偶者	08 祖父母	

海上作業日数とは、①1日のうちに2回以上出漁しても1日とします。②1航海が1夜の場合(夕方出港し、翌朝入港した場合)は1日とします。③2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。なお、遊漁船業は含みません。

①経営主との続柄 ★1参照	②性別		③生年月			④経営方針の決定に関与した	⑤自家漁業の従事日数	過去1年間にした仕事について			右ページへ続く	
								⑥うち、海上作業日数				
	男	女	元号	年	月			⑦1位	⑧2位	⑨3位		
731	0	1	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
732			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
733			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
734			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
735			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
736			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	

★2 記入番号「海上作業日数が多かった漁業種類」

101 遠洋底びき網	119 遠洋まぐろはえ縄	134 ぎんざけ養殖
102 以西底びき網	120 近海まぐろはえ縄	135 にじます養殖
103 沖合底びき網1 そうびき	121 沿岸まぐろはえ縄	136 その他のさけ・ます養殖
104 沖合底びき網2 そうびき	122 その他のはえ縄	137 ぶり類養殖
105 小型底びき網	123 遠洋かつお一本釣	138 まだい養殖
106 船びき網	124 近海かつお一本釣	139 ひらめ養殖
107 1 そうまき遠洋 (かつお・まぐろ)	125 沿岸かつお一本釣	140 とらふぐ養殖
108 1 そうまきその他	126 遠洋・近海いか釣	141 くろまぐろ養殖
109 2 そうまき	127 沿岸いか釣	142 その他の魚類養殖
110 中・小型まき網	128 ひき縄釣	143 はたてがい養殖
111 さけ・ます流し網	129 その他の釣	144 かき類養殖
112 かじき等流し網	130 小型捕鯨	145 その他の貝類養殖
113 その他の刺網	131 潜水器漁業	146 くるまえび養殖
114 さんま棒受網	132 採貝・採藻	147 ほや類養殖
115 大型定置網	133 その他の漁業	148 その他の水産動物類養殖
116 さけ定置網		149 こんぶ類養殖
117 小型定置網		150 わかめ類養殖
118 その他の網漁業		151 のり類養殖
		152 その他の海藻類養殖
		153 真珠養殖
		154 真珠母貝養殖

経営方針の決定に関与したとは、次のいずれかに携わることをいいます。雇用の決定・管理、出荷先、漁業種類の選定・操業計画、養殖種類の選定・規模、資金調達、漁船装備・養殖施設などの投資。

過去1年以内に漁業を初めたとは、新たに漁業を始めた人、過去に漁業に従事して再び漁業に戻ってきた人、他の仕事为主であったが漁業が主となった人をいいます。

過去1年間にした仕事について

10 10月下旬に自家漁業の海上作業	11 自家漁業の陸上作業	12 過去1年以内に漁業を始めた	13 うち、今年の3月に卒業した	14 自家漁業以外の自営業をした	15 共同経営の漁業の仕事をした	16 雇われて漁業の仕事をした	17 雇われて漁業以外の仕事をした	18 日数が多かった方		19 日数が最も多かった仕事
								自家漁業	他の仕事	
該当するもの全て								いずれか		
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	

記入番号「最も日数の多かった仕事」

1	自家漁業
2	自家漁業以外の自営業
3	共同経営の漁業の仕事
4	雇われて漁業の仕事
5	雇われて漁業以外の仕事

2 11月1日現在の住居および生計をともにする世帯員の人数を記入してください。

	男	女
	701	702
①すべての世帯員		
②うち、満14歳以下の世帯員		

3 11月1日現在ですでに漁業に従事している自家漁業の後継者はいますか。当てはまるものを一つ選んでください。

後継者はいる	721	✓
後継者はいない		✓

ここという後継者とは、以下のすべてが当てはまる人です。

①満15歳以上

②過去1年間に漁業を行った人(自家漁業以外の漁業も含む)

③自家漁業を継ぐ予定の人

なお、同居している、同居していないは問いません。

Ⅲ 自家漁業に雇った人について

0 1 0 8

1 海上作業に雇った人数

(1) 11月1日現在で**海上作業に雇っている人数**をそれぞれ記入してください。

なお、世帯員の方は含めません。

また、雇った人がいない場合は、「海上作業に雇った人はいない」のみを選んでください。

	211				
	千	百	十	一	
①日本人					人
②うち、過去1年以内に漁業を始めた人					人
③外国人					人
海上作業に雇った人はいない	201				☒

過去1年以内に漁業を始めた人とは、次の人をいいます。

- ①新たに漁業を始めた人
- ②過去に漁業に従事して再び漁業に戻ってきた人
- ③他の仕事为主であったが漁業が主となった人

外国人には、雇用契約を結んでいる人数を記入します。

海外基地での乗下船による外国人を含みます。

外国人技能実習制度における雇用契約に基づく技能実習を行っている者は含めますが、講習による知識修得活動期間中の外国人(雇用関係なし)は含めません。

(2) 海上作業に雇っている日本人のうち、過去1年間に**30日以上**の海上作業を行った人数を男女別・年齢別に記入してください。

	15 ～ 19 歳	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 歳 以上	合計
	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	221
男														
女														

2 陸上作業に雇った人数

過去1年間の漁業の**陸上作業**において、**最もさかんな時期に雇った人数**を記入してください。

なお、世帯員の方は含めません。

	千	百	十	一	
男	242				人
女	243				人
合計	241				人

最もさかんな時期に雇った人数とは、陸上作業に一番多くの人を雇った時期のその人数を指します。雇った人の労働時間や日数は関係ありません。

陸上作業とは、漁業に係る海上作業以外のすべての作業をいい、具体的には次のようなものをいいます。

- ①漁船や漁網等の修理・整備(停泊中の漁船内で行った場合を含めます。)
- ②漁具や食料品の積み込み作業
- ③出港時の漁船の引き下ろし、帰港時の引き上げ、悪天候時の出港待機
- ④餌の仕入れ、調餌作業
- ⑤真珠の核入れ作業、真珠の採取作業
- ⑥貝掃除作業、貝のむき身作業、わかめなどの乾燥作業
- ⑦漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
- ⑧自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業(ただし、工場・作業所とみられるものがあり、専従の常時従業者が製造活動をしている場合は除く)
- ⑨自家漁業の経理、計算、帳簿管理、指揮監督、技術講習等の管理運営に係る作業

IV 漁船について

0 1 0 9

- 1 過去1年間の漁業に**使用した漁船の種類**について、**当てはまるものをすべて**選んでください。また、**11月1日現在で持っている漁船の隻数**を記入してください。

	302	303	304	301	11/1 現在で持っている隻数			隻
					百	十	一	
無動力漁船を使用した	☒	☐	☐	☐				
船外機付漁船を使用した	☒	☐	☐	☐				
動力漁船を使用した	☒	☐	☐	☐				
漁船を使用していない	☐	☐	☐	☒				

使用した漁船とは、所有・借入れ問わず、過去1年間で漁業に使用した漁船をいいます。

持っている漁船とは、使用した漁船のうち、11月1日現在自らが管理運営する漁船をいいます。なお、貸出している漁船は含みません。

複数の無動力漁船に1台の船外機を回しつけて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、残りを無動力漁船と数えてください。

- 2 過去1年間に**使用した動力漁船**の総トン数をすべて記入し、**11月1日現在で持っているか・いないか**を選んでください。また、**11月1日現在で持っている漁船は**、漁船ごとに過去1年間の**出漁日数**、**出漁日数の多かった漁業種類**、**販売金額が多かった漁業種類**を記入してください。

	①総トン数					②11/1現在で持っている	11/1 現在で持って「いる」を選択した場合に記入してください								
	千	百	十	(ト) 小数	いる		いない	③過去1年出漁日数	④出漁日数が多かった漁業種類			⑤販売金額が多かった漁業種類			
									④ 1位	④ 2位	④ 3位	⑤ 1位	⑤ 2位	⑤ 3位	
401				.	☒	☒		1	1	1	1	1	1	1	
402				.	☒	☒		1	1	1	1	1	1	1	
403				.	☒	☒		1	1	1	1	1	1	1	
404				.	☒	☒		1	1	1	1	1	1	1	
405				.	☒	☒		1	1	1	1	1	1	1	

出漁日数とは、

①1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。

②1航海が1夜の場合(夕方出港し、翌朝入港した場合)は1日とします。

③2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。

なお、遊漁船業は含みません。

記入番号「出漁日数が多かった漁業種類」「販売金額が多かった漁業種類」

- | | | |
|-----------------------|--------------|-----------------|
| 101 遠洋底びき網 | 119 遠洋まぐろはえ縄 | 134 ぎんざけ養殖 |
| 102 以西底びき網 | 120 近海まぐろはえ縄 | 135 にじます養殖 |
| 103 沖合底びき網1 そうびき | 121 沿岸まぐろはえ縄 | 136 その他のさけ・ます養殖 |
| 104 沖合底びき網2 そうびき | 122 その他のはえ縄 | 137 ぶり類養殖 |
| 105 小型底びき網 | 123 遠洋かつお一本釣 | 138 まだい養殖 |
| 106 船びき網 | 124 近海かつお一本釣 | 139 ひらめ養殖 |
| 107 1 そうまき遠洋(かつお・まぐろ) | 125 沿岸かつお一本釣 | 140 とらふぐ養殖 |
| 108 1 そうまきその他 | 126 遠洋・近海いか釣 | 141 くろまぐろ養殖 |
| 109 2 そうまき | 127 沿岸いか釣 | 142 その他の魚類養殖 |
| 110 中・小型まき網 | 128 ひき縄釣 | 143 ほたてがい養殖 |
| 111 さけ・ます流し網 | 129 その他の釣 | 144 かき類養殖 |
| 112 かじき等流し網 | 130 小型捕鯨 | 145 その他の貝類養殖 |
| 113 その他の刺網 | 131 潜水器漁業 | 146 くるまえび養殖 |
| 114 さんま棒受網 | 132 採貝・採藻 | 147 ほや類養殖 |
| 115 大型定置網 | 133 その他の漁業 | 148 その他の水産動物類養殖 |
| 116 さけ定置網 | | 149 こんぶ類養殖 |
| 117 小型定置網 | | 150 わかめ類養殖 |
| 118 その他の網漁業 | | 151 のり類養殖 |
| | | 152 その他の海藻類養殖 |
| | | 153 真珠養殖 |
| | | 154 真珠母貝養殖 |

V 海面養殖業について

0 1 1 0

11月1日現在の状況について記入してください。

なお、陸上に設置した水槽で海水を使用して養殖する場合も海面養殖に含みます。

1 魚類養殖について、養殖施設の水面面積と養殖に使用している面積を記入してください。

		① 養殖施設の水面面積							② うち、養殖に使用している面積						
		百万	十万	万	千	百	十	(㎡)	百万	十万	万	千	百	十	(㎡)
魚類養殖の合計		511													
うち、 該当する魚類について記入	ぶり類	512													
	まだい	513													
	ひらめ	514													
	うち、陸上水槽	515													
	とらふぐ	516													
	うち、陸上水槽	517													
	くろまぐろ	518													

養殖施設の水面面積とは、魚類を養殖して育てるためのいけすや水槽などの水面面積です。魚類を放養していないいけすや水槽などの面積も含めます。陸上水槽の養殖は、水質浄化用の沈殿槽、ろ過槽等の面積を含めます。

養殖に使用している面積とは、現在使用しているいけすや水槽などの水面面積です。なお、魚類を放養していないいけすや水槽の面積、陸上水槽の養殖の水質浄化用の沈殿槽、ろ過槽等の面積は含めません。

どちらも借りている面積を含めます。

2 ほたてがい養殖、かき類養殖について、養殖の方法別に以下の内容を記入してください。

		ほたてがい養殖					かき類養殖				
		万	千	百	十	一	万	千	百	十	一
いかだ垂下式 簡易垂下式	台数	521					531				
	1台の平均面積	522					532				
はえ縄式	幹縄の長さ	523					533				
地まき式 そだひび式	養殖場の面積						534				

3 わかめ類養殖については幹縄の長さを、のり類養殖については施設の面積を記入してください。

わかめ類養殖（幹縄の長さ）								のり類養殖（施設面積）							
百万	十万	万	千	百	十	一		百万	十万	万	千	百	十	一	
541							m	551							m ²

のり類養殖の施設面積は、何枚重ね張りしても1枚の網ひびの面積としてください。また、潮通しや船通しは含みません。

4 真珠養殖、真珠母貝養殖について、かご 100 吊りを 1 台に換算したいかだ台数を記入してください。

		百万	十万	万	千	百	十	一
真珠養殖	561							
真珠母貝養殖	562							

調査は以上で終わりです。ご協力いただきありがとうございました。



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

2023 年漁業センサス

海面漁業調査

漁業経営体調査票Ⅱ(団体経営体用)

令和5年11月1日調査

0 2 0 1

秘

農林水産省

統計法に基づく基幹統計

漁業構造統計

基本指標番号

大海区	都府県 (振興局)	市区町村	漁業地区	調査区	漁業集落	客体番号

市区町村名

漁業地区名

漁業集落名

調査員がチェックをつけたページに回答してください。

- ☐ 「会社」の方・・・2～14 ページ
- ☐ 「共同経営」の方・・・2～11 ページ
- ☐ 「漁業協同組合」「漁業生産組合」「その他」の方・・・2～11 ページ

この調査について

- ◆ この調査は、**必ず報告する義務がある**とても重要な調査です。
- ◆ 全国で**漁業にたずさわるお仕事をしている全ての方が対象**です。
- ◆ 調査の結果は、各種補助金や水産施策を考える際に利用されます。

回答に当たって

- ◆ 記入に当たっては、「漁業経営体調査票Ⅱ(団体経営体用)の記入の仕方」をよく読んでください。
- ◆ 調査票の設問は、以下について記入する箇所があります。
 - **令和5年11月1日現在**
 - **過去1年間(令和4年11月1日から令和5年10月31日までの1年間)**
- ◆ **調査票は、パソコンやスマートフォン、タブレットでも回答できます。**
詳しい回答方法は、「オンライン調査ガイド」をご覧ください。

回答欄の書き方

- ◆ **黒色の鉛筆またはシャープペンシルで記入**し、間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ◆ 数字は、1マスに1つずつ、枠からはみ出さないように**右づめ**で記入してください。
- ◆ マスが足りない場合は、一番左のマスにまとめて記入してください。
- ◆ マークを記入する欄は、下の記入例のように濃く線を記入してください。

記入例

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

記入例

良い ✓ 悪い ○ /

I 漁業経営について

0 2 0 2

1 過去1年間（令和4年11月1日～令和5年10月31日）に**行った漁業の種類**を以下の漁業種類から**すべて選んで**ください。

網漁業				はえ縄・釣・その他の漁業				海面養殖（種苗養殖含む）				
底びき網	遠洋底びき網	101	✓	はえ縄	遠洋まぐろはえ縄	119	✓	魚類養殖	ぎんざけ養殖	134	✓	
	以西底びき網	102	✓		近海まぐろはえ縄	120	✓		にじます養殖	135	✓	
	沖合底びき網1 そうびき	103	✓		沿岸まぐろはえ縄	121	✓		その他のさけ・ます養殖	136	✓	
	沖合底びき網2 そうびき	104	✓		その他のはえ縄	122	✓		ぶり類養殖	137	✓	
	小型底びき網	105	✓		遠洋かつお一本釣	123	✓		まだい養殖	138	✓	
船びき網		106	✓		近海かつお一本釣	124	✓		ひらめ養殖	139	✓	
まき網	1 そうまき遠洋かつお・まぐろ	107	✓		沿岸かつお一本釣	125	✓		とらふぐ養殖	140	✓	
	1 そうまきその他	108	✓	釣	遠洋・近海いか釣	126	✓		くるまぐろ養殖	141	✓	
	2 そうまき	109	✓			沿岸いか釣	127	✓		その他の魚類養殖	142	✓
	中・小型まき網	110	✓			ひき縄釣	128	✓	貝類養殖	ほたてがい養殖	143	✓
刺網	さけ・ます流し網	111	✓			その他の釣	129	✓			かき類養殖	144
	かじき等流し網	112	✓	小型捕鯨	130	✓		その他の貝類養殖		145	✓	
	その他の刺網	113	✓	潜水器漁業	131	✓		くるまえび養殖	146	✓		
さんま棒受網		114	✓		採貝・採藻	132	✓		ほや類養殖	147	✓	
大型定置網		115	✓		その他の漁業	133	✓		その他の水産動物類養殖	148	✓	
さけ定置網		116	✓					海藻類養殖	こんぶ類養殖	149	✓	
小型定置網		117	✓							わかめ類養殖	150	✓
その他の網漁業		118	✓							のり類養殖	151	✓
										その他の海藻類養殖	152	✓
									真珠養殖	153	✓	
									真珠母貝養殖	154	✓	

2 **上の設問「1」で選んだ漁業種類のうち、販売金額の多かった上位3種類**の漁業種類の1から始まる3桁の番号を記入してください。

1 位	2 位	3 位
161	162	163
1	1	1

3 過去1年間に漁獲・収獲した水産物で、**販売金額が多かった上位3種類**の魚種を以下の魚種番号から選んで記入してください。

1位	2位	3位
171	172	173

魚種番号「販売金額が多かった魚種」		
魚類	甲殻類・貝類	その他
01 くろまぐろ	22 いせえび	30 いか類
02 かつお・まぐろ類（くろまぐろを除く）	23 その他のえび類	31 たこ類
03 かじき類	24 ずわいがに・べにずわいがに	32 うに類
04 さけ・ます類	25 その他のかに類	33 なまこ類
05 いわし類	26 あわび類・さざえ	34 こんぶ類
06 あじ類	27 あさり類	35 その他の海藻類
07 さば類	28 ほたてがい	36 その他
08 さんま	29 その他の貝類	
09 ぶり類		
10 ひらめ・かれい類		
11 すけとうだら		
12 その他たら類		
13 ほっけ		
14 あなご類		
15 たちうお		
16 たい類		
17 いさき		
18 さわら類		
19 いかなぎ		
20 ふぐ類		
21 その他の魚類		

4 過去1年間に**行った漁業の種類**を以下に印字された地方選定漁業種類から**すべて選んで**ください。
 なお、何も印字されていない場合は次の設問に進んでください。

漁業種類名		漁業種類名		漁業種類名	
	☒		☒		☒
	☒		☒		☒
	☒		☒		☒
	☒		☒		☒
	☒		☒		☒
	☒		☒		☒
	☒		☒		☒
	☒		☒		☒

5 過去1年間に漁獲・収獲した水産物とそのうちの海面養殖の**販売金額(消費税込み)**でそれぞれ当てはまるものを一つ選んでください。また、「10 億円以上」の場合は金額も記入してください。なお、養殖を行っていない場合は、「うち、海面養殖」の「販売金額なし」を選んでください。

		販売金額なし	100万円未満	100万円～300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～800万円未満	800万円～1,000万円未満	1,000万円～1,500万円未満	1,500万円～2,000万円未満	2,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円～2億円未満	2億円～5億円未満	5億円～10億円未満	10億円以上
販売金額	571	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
うち、海面養殖	572	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒

億円未満は四捨五入してください。

	千億	百億	十億	億
573				
574				

6 過去1年間に漁獲・収獲した**水産物を輸出している場合は当てはまるものをすべて**選んでください。また、輸出した水産物の販売金額または数量を把握している場合は、**に記入したすべての水産物の販売金額に占める輸出金額の割合**を記入してください。なお、輸出していない場合は、「輸出していない」のみを選んでください。

		575	576	577	578	579	580
輸出している	販売金額を把握している	☒	☐	☐	☐		
	販売金額は把握していないが数量を把握している	☐	☒	☐	☐		
	販売金額と数量のどちらも把握していない	☐	☐	☒	☐		
輸出していない				☒			

※輸出金額は把握していないが輸出数量を把握している場合、すべての販売数量に占める輸出数量の割合から輸出金額の割合に換算して記入してください。

輸出しているには、以下のような場合が該当します。

①自ら漁獲・収獲した水産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合

②自ら漁獲・収獲した水産物を、輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合

※輸出を目的としては出荷していなかったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含む。

7 過去1年間の漁獲・収獲した**水産物の出荷先**で**当てはまるものをすべて**選んでください。また、そのうち**出荷額が最も多かった出荷先**を一つ選んでください。

		①漁業協同組合の市場または荷さばき所	②漁業協同組合以外の卸売市場	③流通業者・加工業者	④小売業者・生協	⑤外食産業	⑥自営の直売所	⑦その他の直売所	⑧その他の方法	⑨その他の出荷先
すべての出荷先	581	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
出荷額が最も多かった出荷先	582	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒

流通業者には、卸売問屋や商社などを含みます。

消費者に直接販売とは、自ら生産した水産物またはそれを使用した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。

自営の直売所とは、漁業者自らが運営する直売所が該当します。

その他の直売所とは、共同で運営している直売所または他の人が運営している直売所が該当します（漁業協同組合の直売所、道の駅など）。

その他の方法とは、移動販売やインターネット・電話等により消費者から直接注文を受けた販売をいいます。

8 過去1年間に行った**漁業以外の事業**について、**当てはまるものをすべて**選んでください。

また、漁家民宿を行っていた場合は、過去1年間の実宿泊者数を記入してください。

	①水産物の加工	②漁家民宿	③漁家レストラン	④遊漁船業	⑤農業	⑥小売	⑦その他	⑧行っていない
591	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒

実宿泊者数				
万	千	百	十	一
5	9	2		

592 人

実宿泊者数は、1人が2泊3日しても「1人」と数えてください。
 なお、同一人物が5月に2泊、8月に3泊など間を空けて2回宿泊した場合は「2人」と数えてください。

9 11月1日現在で**漁業共済、積立ぷらす**に加入していますか。**当てはまるものをすべて**選んでください。

なお、どちらも加入していない場合は、「どちらも加入していない」のみを選んでください。

漁業共済に加入している	761	☒
積立ぷらすに加入している	762	☒
どちらも加入していない	763	☒

10 11月1日現在で**取得している水産エコラベル認証**について、**当てはまるものをすべて**選んでください。

なお、いずれの認証も取得していない場合は、「いずれの認証も取得していない」のみを選んでください。

MEL（日本；漁業・養殖）	771	☒
MSC（英国；漁業）	772	☒
ASC（オランダ；養殖）	773	☒
BAP（アメリカ；養殖）	774	☒
Alaska RFM（アメリカ；漁業）	775	☒
GLOBAL G.A.P.（ドイツ；養殖）	776	☒
いずれの認証も取得していない	777	☒

水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるよう商品にラベルを表示する仕組みです。

Ⅱ 漁業の従事者について

0 2 0 6

1 過去1年間に管理業務を含む**漁業に従事した経営主、役員であり、海上作業または陸上作業において責任がある人**について記入してください。

① 経営主	海上作業の責任がある者					⑦ 陸上作業の責任がある者	⑧ 性別	⑨ 生年月			⑩ 漁業従事日数	⑪ うち、海上作業日数	海上作業日数が多かった漁業種類 ★参照			⑮ 10月下旬に海上作業に従事	⑯ 陸上作業に従事
	② 漁ろう長	③ 船長	④ 機関長	⑤ 養殖場長	⑥ その他			元号	年	月			⑫ 1位	⑬ 2位	⑭ 3位		
601	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			1	1	1	✓	✓
602	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			1	1	1	✓	✓
603	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			1	1	1	✓	✓
604	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			1	1	1	✓	✓
605	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			1	1	1	✓	✓
606	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			1	1	1	✓	✓
607	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			1	1	1	✓	✓
608	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			1	1	1	✓	✓
609	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			1	1	1	✓	✓
610	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			1	1	1	✓	✓

海上作業日数とは、
 ①1日のうちに2回以上出漁しても1日とします。
 ②1航海が1夜の場合（夕方出港し、翌朝入港した場合）は1日とします。
 ③2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
 なお、遊漁船業は含みません。

★記入番号「海上作業日数が多かった漁業種類」

- | | | |
|-----------------------|--------------|-----------------|
| 101 遠洋底びき網 | 119 遠洋まぐろはえ縄 | 134 ぎんぎけ養殖 |
| 102 以西底びき網 | 120 近海まぐろはえ縄 | 135 にじます養殖 |
| 103 沖合底びき網1 そうびき | 121 沿岸まぐろはえ縄 | 136 その他のさけ・ます養殖 |
| 104 沖合底びき網2 そうびき | 122 その他のはえ縄 | 137 ぶり類養殖 |
| 105 小型底びき網 | 123 遠洋かつお一本釣 | 138 まだい養殖 |
| 106 船びき網 | 124 近海かつお一本釣 | 139 ひらめ養殖 |
| 107 1 そうまき遠洋（かつお・まぐろ） | 125 沿岸かつお一本釣 | 140 とらふぐ養殖 |
| 108 1 そうまきその他 | 126 遠洋・近海いか釣 | 141 くろまぐろ養殖 |
| 109 2 そうまき | 127 沿岸いか釣 | 142 その他の魚類養殖 |
| 110 中・小型まき網 | 128 ひき縄釣 | 143 ほたてがい養殖 |
| 111 さけ・ます流し網 | 129 その他の釣 | 144 かき類養殖 |
| 112 かじき等流し網 | 130 小型捕鯨 | 145 その他の貝類養殖 |
| 113 その他の刺網 | 131 潜水器漁業 | 146 くるまえび養殖 |
| 114 さんま棒受網 | 132 採貝・採藻 | 147 ほや類養殖 |
| 115 大型定置網 | 133 その他の漁業 | 148 その他の水産動物類養殖 |
| 116 さけ定置網 | | 149 こんぶ類養殖 |
| 117 小型定置網 | | 150 わかめ類養殖 |
| 118 その他の網漁業 | | 151 のり類養殖 |
| | | 152 その他の海藻類養殖 |
| | | 153 真珠養殖 |
| | | 154 真珠母貝養殖 |

2 海上作業に雇った人（1に記入した人を除く。）

（1）11月1日現在で**海上作業に雇っている人**の人数をそれぞれ記入してください。

なお、雇った人がいない場合は、「海上作業に雇った人はいない」のみを選んでください。

	211				
	千	百	十	一	
①日本人					人
②うち、過去1年以内に漁業を始めた人					人
③外国人					人
海上作業に雇った人はいない	201				☒

過去1年以内に漁業を初めた人とは、次の人をいいます。

- ①新たに漁業を始めた人
- ②過去に漁業に従事して再び漁業に戻ってきた人
- ③他の仕事为主であったが漁業が主となった人

外国人には、雇用契約を結んでいる人数を記入します。
海外基地での乗下船による外国人を含みます。

外国人技能実習制度における雇用契約に基づく技能実習を行っている者は含めますが、講習による知識修得活動期間中の外国人（雇用関係なし）は含めません。

（2）**海上作業に雇っている日本人のうち、漁ろう長、船長、機関長、養殖場長の役職につく者**について記入してください。

	役職				⑤性別	⑥生年月				⑦漁業従事日数	⑧うち、海上作業日数	海上作業日数が多かった漁業種類 ★参照			⑫陸上作業に従事
	①漁ろう長	②船長	③機関長	④養殖場長		元号						⑨1位	⑩2位	⑪3位	
	該当する全て					男	女	大正	昭和						
651	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓						✓
652	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓						✓
653	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓						✓
654	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓						✓
655	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓						✓
656	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓						✓

（3）**海上作業に雇っている日本人のうち（2）の役職につく者を除いた人**の中で、過去1年間に**30日以上**の海上作業を行った人数を男女別・年齢別に記入してください。

	15 ～ 19 歳	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 歳 以上	合計
	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	221
男														
女														

3 陸上作業に雇った人（1に記入した人を除く。）

過去1年間の漁業の陸上作業において、最もさかんな時期に雇った人数を記入してください。

		千	百	十	一	
男	242					人
女	243					人
合計	241					人

最もさかんな時期に雇った人数とは、陸上作業に一番多くの人を雇った時期のその人数を指します。雇った人の労働時間や日数は関係ありません。

陸上作業とは、漁業に係る海上作業以外のすべての作業をいい、具体的には次のようなものをいいます。

- ①漁船や漁網等の修理・整備（停泊中の漁船内で行った場合を含めます。）
- ②漁具や食料品の積み込み作業
- ③出港時の漁船の引き下ろし、帰港時の引き上げ、悪天候時の出港待機
- ④餌の仕入れ、調餌作業
- ⑤真珠の核入れ作業、真珠の採取作業
- ⑥貝掃除作業、貝のむき身作業、わかめなどの乾燥作業
- ⑦漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
- ⑧自ら生産した水産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業（ただし、工場・作業所とみられるものがあり、専従の常時従業者が製造活動をしている場合は除く）
- ⑨自営漁業の経理、計算、帳簿管理、指揮監督、技術講習等の管理運営に係る作業

Ⅲ 漁船について

1 過去1年間の漁業に使用した漁船の種類について、当てはまるものをすべて選んでください。

また、11月1日現在で持っている漁船の隻数を記入してください。

		11/1現在 持っている 隻数	
無動力漁船を使用した	302	☒	隻
船外機付漁船を使用した	303	☒	隻
動力漁船を使用した	304	☒	
漁船を使用していない	301	☒	

使用した漁船とは、所有・借入れ問わず、過去1年間で漁業に使用した漁船をいいます。

持っている漁船とは、使用した漁船のうち、11月1日現在自らが管理運営する漁船をいいます。なお、貸出している漁船は含みません。

複数の無動力漁船に1台の船外機を回しつけて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、残りを無動力漁船と数えてください。

次のページの「2」を回答してください。

2 過去1年間に**使用した動力漁船**の総トン数をすべて記入し、**11月1日現在で持っているか・いないか**を選んでください。

また、**11月1日現在で持っている漁船**は、漁船ごとに過去1年間の**出漁日数**、**出漁日数の多かった漁業種類**、**販売金額が多かった漁業種類**を記入してください。

	①総トン数					②11/1 現在で 持って		11/1 現在で持って「いる」を選択した場合に記入してください						
								③ 過去1年 出漁日数	出漁日数が多かった漁業種類			販売金額が多かった漁業種類		
	千	百	十	(ト)	小数	いる	いない		④ 1位	⑤ 2位	⑥ 3位	⑦ 1位	⑧ 2位	⑨ 3位
401					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1
402					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1
403					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1
404					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1
405					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1
406					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1
407					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1
408					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1
409					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1
410					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1
411					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1
412					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1

持っている漁船とは、使用した漁船のうち、11月1日現在自らが管理運営する漁船をいいます。なお、貸出している漁船は含みません。

出漁日数とは、
①1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
②1航海が1夜の場合(夕方出港し、翌朝入港した場合)は1日とします。
③2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
なお、遊漁船業は含みません。

記入番号「出漁日数が多かった漁業種類」「販売金額が多かった漁業種類」

101 遠洋底びき網	119 遠洋まぐろはえ縄	134 ぎんざけ養殖
102 以西底びき網	120 近海まぐろはえ縄	135 にじます養殖
103 沖合底びき網1 そうびき	121 沿岸まぐろはえ縄	136 その他のさけ・ます養殖
104 沖合底びき網2 そうびき	122 その他のはえ縄	137 ぶり類養殖
105 小型底びき網	123 遠洋かつお一本釣	138 まだい養殖
106 船びき網	124 近海かつお一本釣	139 ひらめ養殖
107 1 そうまき遠洋(かつお・まぐろ)	125 沿岸かつお一本釣	140 とらふぐ養殖
108 1 そうまきその他	126 遠洋・近海いか釣	141 くろまぐろ養殖
109 2 そうまき	127 沿岸いか釣	142 その他の魚類養殖
110 中・小型まき網	128 ひき縄釣	143 ほたてがい養殖
111 さけ・ます流し網	129 その他の釣	144 かき類養殖
112 かじき等流し網	130 小型捕鯨	145 その他の貝類養殖
113 その他の刺網	131 潜水器漁業	146 くるまえび養殖
114 さんま棒受網	132 採貝・採藻	147 ほや類養殖
115 大型定置網	133 その他の漁業	148 その他の水産動物類養殖
116 さけ定置網		149 こんぶ類養殖
117 小型定置網		150 わかめ類養殖
118 その他の網漁業		151 のり類養殖
		152 その他の海藻類養殖
		153 真珠養殖
		154 真珠母貝養殖

IV 海面養殖業について

0 2 1 0

11月1日現在の状況について記入してください。

なお、陸上に設置した水槽で海水を使用して養殖する場合も海面養殖に含みます。

1 魚類養殖について、養殖施設の水面面積と養殖に使用している面積を記入してください。

			① 養殖施設の水面面積							② うち、養殖に使用している面積						
			百万	十万	万	千	百	十	(㎡)	百万	十万	万	千	百	十	(㎡)
魚類養殖の合計			511													
うち、 該当する魚類について記入	ぶり類		512													
	まだい		513													
	ひらめ		514													
	うち、陸上水槽		515													
	とらふぐ		516													
	うち、陸上水槽		517													
	くろまぐろ		518													

養殖施設の水面面積とは、魚類を養殖して育てるためのいけすや水槽などの水面面積です。魚類を放養していないいけすや水槽などの面積も含めます。陸上水槽の養殖は、水質浄化用の沈殿槽、ろ過槽等の面積を含めます。

養殖に使用している面積とは、現在使用しているいけすや水槽などの水面面積です。なお、魚類を放養していないいけすや水槽の面積、陸上水槽の養殖の水質浄化用の沈殿槽、ろ過槽等の面積は含めません。

どちらも借りている面積を含めます。

2 ほたてがい養殖、かき類養殖について、養殖の方法別に以下の内容を記入してください。

		ほたてかい養殖					かき類養殖				
		万	千	百	十	一	万	千	百	十	一
いかだ垂下式 簡易垂下式	台数	521					531				
	1 台の平均面積	522					532				
はえ縄式	幹縄の長さ	523					533				
地まき式 そだひび式	養殖場の面積						534				

3 わかめ類養殖については幹縄の長さを、のり類養殖については施設の面積を記入してください。

わかめ類養殖（幹縄の長さ）								のり類養殖（施設面積）									
	百万	十万	万	千	百	十	一			百万	十万	万	千	百	十	一	
541								m	551								m ²

のり類養殖の施設面積は、何枚重ね張りしても1枚の網ひびの面積としてください。また、潮通しや船通しは含みません。

4 真珠養殖、真珠母貝養殖について、かご 100 吊りを 1 台に換算したいかだ台数を記入してください。

		百万	十万	万	千	百	十	一	
真珠養殖	561								台
真珠母貝養殖	562								台

V 団体について

0 2 1 1

事業所の経営について**当てはまるものを一つ**選んでください。また、法人の場合は、**法人番号（13桁）**を記入してください。

法人である	851	☒	→	法人番号	852										
法人でない		☒													

ここからは、団体の種別によって記入ページが異なります。案内に沿ってお進みください。

共同経営	→	本ページ「VI 共同経営について」へお進みください	共同経営 とは、個人法人を問わず、2経営体以上で、漁船や漁網等の主要漁業手段を共有し、漁業経営を共に行うことをいいます。
会社	→	12 ページ「VII 会社・事業所について」へお進みください	
漁業協同組合	}	調査は以上で終わりです。 ご協力いただきありがとうございました。	
漁業生産組合			
その他			

VI 共同経営について

共同経営における**出資金**について**当てはまるものを一つ**選んでください。

また、**出資者の人数**の合計を記入してください。

出資金なしまたは現物出資のみ	☒	出資者の人数		現物出資 とは、漁船や漁網などの持ち寄りをいいます。 出資者の人数 には、現物出資をした人も含めてください。
10 万円未満	☒	千	百	
10 万円～30 万円未満	☒	832		
30 万円～50 万円未満	☒			
50 万円～100 万円未満	☒			
100 万円～200 万円未満	☒			
200 万円～500 万円未満	☒			
500 万円～1,000 万円未満	☒			
1,000 万円～3,000 万円未満	☒			
3,000 万円以上	☒			

共同経営の方は、以上で調査は終わりです。ご協力いただきありがとうございました。

会社の方は、次のページからのご回答になります。

Ⅶ 会社・事業所について

0 2 1 2

1 11月1日現在の**事業所の従業者数**を記入してください。

なお、漁業を行っている、行っていないは問いません。

	千	百	十	一	
802					人

事業所の従業者には、他の企業から派遣されている者は含みません。
「本所・本社」の場合は、「支所・支社」の従業者は含めません。
また同様に「支所・支社」の場合は、「本所・本社」の従業者は含めません。

2 11月1日現在の事業所の**会社の種別**と**本所・支所の区分**について、**それぞれ当てはまるものを一つ**選んでください。

①会社の種別	801
株式会社・有限会社	✓
その他	✓

②本所・支所の区分	801
支所・支社	✓
本所・本社	✓
単独事業所	✓

「支所・支社」の方は、以上で調査は終わりです。
ご協力いただきありがとうございました。

Ⅷ 会社全体について

以降の設問は本所・本社、単独事業所に該当した方が記入します。

1 11月1日現在の**会社全体の従業者数**を記入してください。

		千	百	十	一	
①常時従業者	804					人
うち、雇用者	805					人
②その他の従業者	806					人
①と②の合計	803					人

会社全体の従業者には、「支所・支社」の従業者や他の企業から派遣されている者も含め、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している人、研修生は含めません。
常時従業者とは、以下の人をいいます。
A 個人事業主又は無給の家族従事者
B 有給役員
C 雇用した人（無期雇用又は1か月以上の有期雇用）
D 出向・派遣により従事している人（1か月以上の有期出向・派遣）
うち、雇用者とは、常時従業者のうち[C雇用した人]をいいます。
その他の従業者とは、常時従業者以外の従業者をいいます。

2 11月1日現在の**資本金**について**当てはまるものを一つ**選んでください。

100万円未満	✓
100万円～200万円未満	✓
200万円～500万円未満	✓
500万円～1,000万円未満	✓
1,000万円～3,000万円未満	807 ✓
3,000万円～5,000万円未満	✓
5,000万円～1億円未満	✓
1億円～10億円未満	✓
10億円以上	✓

3 漁業以外の事業

- (1) 過去1年間に会社全体で行った事業が**漁業のみの場合は「専業」、他の事業も行った場合は「兼業」**を選んでください。

専業	808	☒
兼業		☒

次のページの「4」へ進んでください。

- (2) 過去1年間の会社全体の**総販売金額に占める漁業部門の割合**について、**当てはまるものを一つ**選んでください。

25%未満	809	☒
25%～50%未満		☒
50%～75%未満		☒
75%以上		☒

- (3) 過去1年間の**漁業以外の事業を行った事業所の数**をそれぞれ記入してください。
また、**販売金額が最も多かった事業を一つ**を選んでください。

		事業所の数	販売金額最多
製造業	水産加工業	811	☒
	その他の製造業	812	☒
卸売業・小売業・飲食業		813	☒
サービス業		814	☒
冷蔵倉庫業		815	☒
その他の事業		816	☒

製造業とは、製品を製造し、これを卸売りする事業をいいます。
水産加工業とは、主として水産物を原料として行う製造業をいいます。
その他の製造業とは、水産加工業以外の製造業をいいます。
卸売業・小売業・飲食業とは、商品を購入して販売する事業及び主として注文により直ちにその場所で料理を行った飲食料品、その他の食料品又は飲料を飲食させる事業をいいます。
サービス業とは、個人又は事業所に対してサービスを提供する事業をいいます。
冷蔵倉庫業とは、低温装置を施した倉庫に物品を保管する事業をいいます。
その他の事業とは、上記以外の事業をいいます。

- (4) 11月1日現在で**自社用の水産物を保存する冷凍・冷蔵工場数**を記入してください。

817	
-----	--

取扱っている水産物の全部又は一部が寄託品（他（顧客）から委託を受けて水産物を保管している場合）である冷凍・冷蔵工場は含みません。

次ページへつづく

4 11月1日現在の**子会社数を事業内容別**に記入してください。

		子会社 の数	
漁業		821	
製造業	水産加工業	822	
	その他の製造業	823	
卸売業・小売業・飲食業		824	
サービス業		825	
冷蔵倉庫業		826	
その他の事業		827	

1つの子会社で複数の事業を行った場合は、販売金額が最も多い事業にのみ計上してください。

会社の方は、以上で調査は終わりです。ご協力いただきありがとうございました。

